



# 身体拘束等の適正化のための指針

医療法人社団栄成会 おおや整形外科クリニック

通所リハビリテーション

訪問リハビリテーション

## 目次

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方 .....	2
2. 身体拘束等廃止に向けた体制 .....	3
3. 身体拘束等に向けた各職種役割 .....	4
4. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修 .....	5
身体拘束・行動制限に関する説明書（様式1） .....	7
緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録（初回）（様式2） .....	8.9

## 1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。おおよや整形外科クリニック 通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション（以下、当事業所）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援を実施するため本指針を作成する。

### （1）身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

### （2）身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

#### ① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

#### ②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

#### ③一時性

身体拘束等が一時的であること。

### （3）日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

- ③ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ④ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

#### （４）情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

また、当院のホームページに掲載するものとする。

## 2. 身体拘束等廃止に向けた体制

### （１）身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し（年 1 回以上開催）、その結果について従業者に周知徹底を図る。

なお「虐待防止委員会」と同時に開催するものとする。

#### ①設置目的

- （ア）事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- （イ）身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- （ウ）身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- （エ）身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

#### ②委員会の構成員

- ① 委員長：院長
- ② 管理者：部長・各課長
- ③ 現場責任者：各主任

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

## (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

### (ア) 利用前

- ① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する。
- ② 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し現場責任者が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」（様式1）を以て同意を得る。

### (イ) 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

### (ウ) 身体拘束等の継続と解除

- ① 身体拘束等を行っている間は経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」（様式2）を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ② 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。
- ③ 身体拘束等解除の場合は即日、現場責任者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

### (エ) 緊急時

- ① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。
- ② 家族への説明は翌日までに現場責任者が行き、同意を得る。

## 3. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(委員長)

身体拘束廃止・適正化の検討に係る全体責任者

(管理者)

- ① 身体拘束等適正化委員会の統括管理
- ② 支援現場における諸課題の統括管理
- ③ 身体拘束等廃止に向けた職員教育

(現場責任)

- ① 家族、相談支援専門員との連絡調整
- ② 本人の意向に沿った支援の確立
- ③ 施設のハード・ソフト面の改善
- ④ 記録の整備

(従業者)

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 利用者の尊厳を理解する。
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状況を把握し基本的ケアに努める
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する

#### 4. 身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

① 研修プログラムの作成

本指針に基づいた研修プログラムを組織的に作成し、職員教育の徹底を図る。この研修は、原則身体拘束等を行わない事を前提に、やむを得ず身体拘束等を行う場合の適切な対応方法、身体拘束等を防ぐ為の日常的支援における留意事項を含む。

② すべての職員は、少なくとも年に1度はこの研修を受ける。

③ 新任者採用時は、新任者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。

④ その他必要な教育・研修の実施。

⑤ 上記教育・研修の実施内容については記録を残す。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

身体拘束・行動制限に関する説明書（様式1）

\_\_\_\_\_様の状態が、次の①、②、③を全て満たしておられるため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体拘束・行動制限を実施いたします。

ただし、できる限り長期化することなく、解除することを目的に実施いたします。

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いと判断されるとき。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がないと判断されるとき。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による理由	
方法（場所、内容、部位）	
時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

上記のとおり実施します。

（法人名）医療法人社団栄成会

おおや整形外科クリニック

管理者 佐藤 栄作

【利用者・ご家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

ご本人との続柄 \_\_\_\_\_



緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録（初回）（様式2）

利用者	様	年齢	歳	介護度	
開始日	年	月	日	解除日	年 月 日

検討参加者			
記録者		次回検討予定	月 日頃

切迫性があるか	はい	いいえ
①ご本人の生命身体にどのような危険が考えられるか		
②他者の生命身体にどのような危険が考えられるか		
他の方法で対処できるか	はい	いいえ
拘束以外の介護方法を試みた結果		
一時的か	はい	いいえ
どのような状態になれば拘束を解除できるか		
医師の指示はあるか	はい	いいえ
家族への連絡をしたか	はい	いいえ
家族の同意	あり	なし
①連絡したもの		
②連絡を受けた家族		

緊急やむを得ない身体拘束に関する

経過観察・再検討記録

年月日	拘束時間 ～ 解除時間	心身の状況等の観察・ 職員の対応状況・再検討結果	管理者 サイン	記録者 サイン